

昭和学院短期大学外国人留学生規程

平成 19 年 4 月 1 日制定

一部省略

平成 28 年 4 月 1 日改正

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、昭和学院短期大学学則第 51 条の規定に基づき、外国人留学生に関し必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この規程において「外国人留学生」とは、日本の国籍を有しない者で日本の大学において教育を受ける目的をもって入国し、選考によって昭和学院短期大学に入学を許可された外国人留学生をいう。

(区 分)

第 3 条 前条に定める外国人留学生の区分は、次のとおりとする。

- (1)本短期大学の学生
- (2)科目等履修生
- (3)特別聴講生

(入学資格)

第 4 条 外国人留学生として入学することができる者は、次の各号に該当し、学則、科目等履修生規程、特別聴講生規程に定めるそれぞれの入学資格を有する者であって、本学の選考に合格した者とする。

- (1)外国において、学校教育における 12 年間の課程を修了した者。又は、これに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者。
- (2)出入国管理及び難民認定法に定められる「留学」の在留資格を有する者。

(入学時期)

第 5 条 外国人留学生の入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の出願)

第 6 条 学生又は科目等履修生として入学を志願する者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて願い出なければならない。最終出身学校に係る書類は、英語または日本語の訳文を添付すること。

- (1)入学願書
- (2)最終出身学校の卒業(修了)証明書(見込証明書を含む。)
- (3)最終出身学校の成績証明書
- (4)現に日本に居住している者は、在留カード(両面)とパスポート(顔写真、氏名、生年月日の記載のあるページ)のコピー
- (5)国籍を有する国の公館の紹介状
- (6)最終出身学校の長又は関係教員の推薦書(日本在住の場合を除く)
- (7)我が国に居住する保証人の公的証明書(住民票など)
- (8)健康診断書
- (9)日本語能力を示す証明書
- (10)その他、必要と認める書類

(入学者の選考)

第7条 入学者の選考は、別に定めるところにより行い、合格者は教授会の議を経て学長が決定する。

(入学手続及び入学許可)

第8条 前条の選考の結果、合格した者は、所定の書類を指定の期日までに提出するとともに、入学金を納めなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可し、入学許可書を交付する。

3 入学を許可された者は、授業料を所定の期日までに納めなければならない。

4 入学を許可された者が、所定の期日までに入国できないときは、入学の許可を取り消すことがある。

(授業料)

第9条 入学を許可された者は、本学学則で定める授業料を、所定の期日までに納めなければならない。

2 前項の授業料は、本人の申し出により、その30%を減免することがある。ただし、私費留学生で、学生生活において経済的に困窮しているものに限る。

(学位記等)

第10条 外国人留学生が所定の課程等を修了したときは、学生については短期大学士学位記、科目等履修生及び特別聴講生については単位修得証明書を交付することができる。

(学則等の準用)

第11条 外国人留学生については、この規程に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規程等の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(一部省略)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

